

建設教育訓練助成金（建設広域教育訓練 - 施設等設置整備）支給申請書

労働局長 殿

（ 公共職業安定所長経由）

建設教育訓練助成金（建設広域教育訓練 - 施設等設置整備）の支給を受けたいので申請します。

（申請年月日）平成 年 月 日

申請者	① 実施団体等の名称 代表者の役職名及び氏名 所在地 〒 代理人の名称 代表者の役職名及び氏名 所在地 〒 （電話） （電話）	印 印	③ 送金先	取引金融機関店舗名	イ 銀行	支店	預金の種類・番号 当座 No. 普通	ハ 名義人名	
	② 担当者の職名及び氏名	イ 職名 ロ 氏名							
申請額	区分	④ 所要費用	※ 算 定 額						
	職業訓練施設等 設置整備事業	円	円						
本事業を実施するに際し公共機関からの補助の有無			有（名称： ） ・ 無						
過去 3 年間の不正受給の有無			有 ・ 無						
⑤ 訓練設備（宿泊関連の設備含む）									
訓練の名称	規格	計画			実績				
		数量	単価	金額	数量	単価	金額		
⑥ 訓練施設（宿泊関連施設含む）									
施設の設置場所	施設の内容 注：「その他の部分の面積」欄は、管理室、事務室等を記入すること。						工事実施期間		
	構造及び 総面積（㎡）	教室		実習場		その他の部分 の面積（㎡）	金額	着工年月日	完成年月日
計画		室数	延床（㎡）	室数	延床（㎡）				
実績									
※ 労働局・安定所処理欄	[A] 労働保険料の滞納状況 [安定所] [局] (労働保険番号から確認) (滞納事業所から確認)		[B] 過去の不正受給の有無			[C] 労働関係法令違反の有無			
	● 計画届受理年月日 平成 年 月 日				● 支給申請書受理年月日 平成 年 月 日				
	● 支給決定年月日 平成 年 月 日			● 支給決定番号		● 支給決定金額 円			
	備考								
労働局決裁欄	(局長)	(部長・)	(課長・)	(補佐・)	(係長・)	()			
安定所決裁欄	(所長)	(部長・次長)	(課長・統括)	(職業指導官)	(担当)				

(注) 1. この申請書を提出するときは、裏面の注意事項を参照して下さい。

2. ※印欄は、記入しないで下さい。

建設教育訓練助成金（建設広域教育訓練 - 施設等設置整備）の支給申請について

1 提出上の注意

- (1) この建設教育訓練助成金（建設広域教育訓練-施設等設置整備）支給申請書（以下「申請書」といいます。）は、建設工事における作業に係る広域的な教育訓練を実施する職業訓練法人が、認定職業訓練（建設事業に直接関連するものに限る。）の実施に必要な職業訓練施設等の設置・整備を、所在地を管轄する都道府県労働局（以下、「管轄労働局」といいます。）長へ計画の届出を行い実施する場合にその要した費用につき支給される建設広域教育訓練（施設等設置整備）の支給申請を行うときに管轄労働局長へ提出するものです。
- (2) この申請書は、当該事業が終了した日の翌日から原則として2ヶ月以内に管轄労働局又はハローワークに提出して下さい。
- (3) この申請書には、職業訓練施設等設置整備事業報告書（建助様式第20号別紙）及び各所要費用の領収書等の写し並びに内訳の記入してある申請書の写し、実際の支払いが確認できる書類の写し（振込依頼書等）、新たに認定訓練を実施する場合は都道府県知事あての職業訓練認定申請（計画）書・知事からの認定通知の写し、不動産（建物）登記簿の写しを添付して下さい。
- (4) その他管轄労働局長が必要と認めるものを添付して下さい。
- (5) 助成金の支給対象となった訓練施設等については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（厚生労働省告示第384号）」を準用して用途変更禁止期間を定めます。
- (6) 管轄労働局又はハローワークへの届出日以前に職業訓練施設の着工、又は職業訓練設備の整備手続等を実施した場合は助成対象とはなりません。

2 記入上の注意

- (1) ①「申請者」欄は、当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し、押印して下さい。また、申請者が代理人の場合、「申請者」欄に当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入（押印不要）した上、申請者の記名押印等をして、委任状（任意様式）（写）を添付して下さい。
- (2) ③「送金先」欄の口は、当座又は普通の別及び口座番号を記入して下さい。
- (3) ④「所要費用」欄は、前記1の(3)の領収書の写しの金額の所要費用合計額を、記入して下さい。
- (4) ⑤「訓練設備（宿泊関連の設備含む）」⑥「訓練施設（宿泊関連施設含む）」欄は、整備する内容によって該当するいずれかの箇所に記載してください。また、記載欄が足りない時は同様内容を任意の様式により添付して下さい。
- (5) ※印欄は、記入しないで下さい。

3 その他

- (1) この助成金の支給に当たって建設事業主は、次のいずれの要件にも該当している必要があります。
 - イ 過去2年を超えて労働保険料を滞納していないこと。
 - ロ 過去3年間に雇用保険二事業に係る助成金の不正受給がないこと。
- (2) 次に掲げる事項は、支給に関する条件です。

助成金の支給を受けた職業訓練施設等に係る使用状況、認定訓練の実施状況について「職業訓練施設等使用状況報告書」（別様式第4号の2）によって、助成金の支給の決定の日から1年（賃借については原則6ヶ月）ごとに、（前記1(5)で定める期間中）管轄労働局又はハローワークまで必ず報告すること。
- (3) 管轄労働局又はハローワークが助成金の支給に関し、必要があると認めるときは、上記2以外にも調査又は報告を求める場合があります。
- (4) 助成金の支給に関して管轄労働局又はハローワークに提出した届出書等の写し、申請書等の写し、添付書類の原本、所要費用の領収書その他職業訓練施設等設置整備事業の実施の経過を明らかにする書類（職業訓練施設等設置整備事業所要費用見込内訳書、職業訓練施設等設置整備事業報告書等）、その他提出書類を支給決定日の属する年度の翌年度初日から起算して前記1(5)で定める期間（賃借の場合5年間）整理保管して下さい。
- (5) 下記に掲げる事項に該当する場合は、支給した助成金の全額又は一部を返還していただくことがあります。
 - イ 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合
 - ロ 職業訓練施設の設置、又は職業訓練設備の整備等については前記1(5)で定める期間、職業訓練設備の賃借の場合については支給対象となった期間の間に用途を変更した場合、若しくは認定訓練の取消し等の要件違反があった場合
 - ハ 前記(2)の報告を怠った場合
- (6) 助成金について不明な点がありましたら、管轄労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。